

■ 給与メニュー「住民税」変更作業のポイント

6月は給与計算「住民税」の金額を変更する月です。

6月分の給与データ入力を行う前に、会社設定〔住民税〕および社員設定〔住民税一覧〕の設定をご確認下さい。

●●● 6月分給与の入力前に確認・登録

住民税

『新しい住民税を何回目の給与から控除するか』

会社設定タブ【住民税】メニューには「6月分の住民税」をシステムにおける何回目の給与から控除するか（＝何回目の給与を初回とするか）を設定する欄があります。

給与を「翌月払い」としている会社では特にご注意下さい。

◆◇ 会社設定タブ【住民税】画面下部 ◆◇

住民税6月分

5回目で控除

6回目で控除

7回目で控除

翌月払いの会社では、PBシステムにおける年末調整期間をもとに会社の基準に沿って選択します（当月払いの会社は「6回目で控除」を選択してください）

PBS【勤怠情報】 年末調整期間	支給日基準とする場合 (例：5/25 締め6/5 支給を初回とする)	締め日基準とする場合 (例：6/25 締め7/5 支給を初回とする)
1月～12月	6回目で控除	7回目で控除
2月～1月	5回目で控除	6回目で控除

住民税一覧

『各社員の 特別徴収税額通知書 の金額を登録』

例：「6回目で控除」の場合		
6月	6回目	10,000
7月	7回目	9,900
⋮	⋮	⋮
5月	5回目	9,900
合計（年税額）		118,900

< 住民税一覧（あるいは社員情報設定（一人別）〔住民税〕タブ >

- ◆「〇〇月」は住民税の月です（何月分の住民税か？）。
よって6月～5月の固定表示となります。
- ◆「〇〇回目」はPBシステムにおける給与回です（何回目の給与か？）。
例えば「7回目で控除」とすると、並びは上から7回目～6回目になります。
- ◆金額は上位行のものが12行目まで自動反映されます。
6月分だけ金額が異なる場合は、2行目の7月分に以降の金額を入力します。

登録された金額は、給与データ入力の控除項目「住民税」へ連動されます。